

要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	イ	項目等	修正前	修正後	備考
1	5	1	3	6					事業スケジュール(予定)		(別紙1参照)	
2	7	1	6		(1)	③			地域地区等 ii) 準防火地域(西側道路20m)		ii) 準防火地域(西側道路より20mまで)	
3	8	1	6		(3)				運用開始期限 小学校校舎及び地域交流施設(公民館)は平成31年3月末日までに、小学校屋内運動場、児童センター及び地域交流施設(サブアリーナ)は平成32年8月末日までに運用開始できるよう施設整備を行うこと。	小学校校舎及び地域交流施設(公民館)は平成31年3月末日までに、小学校屋内運動場、児童センター及び地域交流施設(サブアリーナ)、 <u>小学校屋外運動場</u> は平成32年8月末日までに運用開始できるよう施設整備を行うこと。		
4	8	1	6		(5)				既存小学校の概要		(別紙2参照)	
5	15	2	1	1	(4)				仕上計画 i) 木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、木材や布等の材料を多く採用するよう配慮すること。	i) 木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、木材の材料を多く採用するよう配慮すること。		
6	17	2	1	2	(1)				地域性及景観性 地域及び事業予定地周辺との調和を図りつつ、地域の求心的な存在として親しまれる景観を創ること。建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、景観性及び文化性を重視すること。特に、「高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例」に基づき、校舎棟等に、瓦など地域の地場産品の採用を積極的に図ること(瓦を使用する場合は、愛知県陶器瓦工業組合と協議すること)。	地域及び事業予定地周辺との調和を図りつつ、地域の求心的な存在として親しまれる景観を創ること。建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、景観性及び文化性を重視すること。特に、「高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例」に基づき、校舎棟等に、 <u>三州瓦</u> を用いるとともに、地域の地場産品の採用を積極的に図ること。なお、三州瓦の使用にあたっては、本市と協議すること。		
7	24	2	1	6	(1)				災害時等の施設安全性の確保 地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。特にメインアリーナ及びサブアリーナは、災害発生時における地域の拠点となる避難所であることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。	地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。特にメインアリーナ及びサブアリーナ等は、災害発生時における地域の拠点となる避難所であることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。		
8	24	2	1	6					防災安全計画の考え方		(2) 避難所利用を想定した施設計画	(追加)
9	24	2	1	6	(2)				避難所利用を想定した施設計画		地域の拠点ともなる避難所として、避難者が受け入れ、一定期間滞在するさせることを想定し、諸機能の配置や動線、防災設備、非常用発電設備等を計画し、トイレ・シャワー・更衣室等を適切に配置すること。	(追加)
10	25	2	2	1	(1)	①			共通 ii) 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とし、 <u>庇等により直射日光が直接入らない配慮を</u> すること。	ii) 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とすること。また、 <u>直射日光による暑さやまぶしさを防ぎ、各教室への雨の吹込み等を抑えることができるよう、庇を設置する等の工夫を</u> 施すこと。		
11	27	2	2	1	(1)	⑦	ア		理科室 iv) 理科準備室は、理科室2室共用とすることとし、双方の準備室から直接出入り可能とすること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。	iv) 理科準備室は、理科室2室共用とすることとし、双方の理科室から理科準備室へ直接出入り可能とすること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。		
12	31	2	2	1	(1)	⑩	ア		給食室 x) 調理室等の作業区域内の扉は、手を使用せずに開閉できる自動扉とすること。	x) 調理室等の作業区域内の扉は、手を使用せずに開閉できる自動扉(タッチ式)とすること。		
13	31	2	2	1	(1)	⑩	ア		給食室	xv) 学校給食の調理の状況等を見ることができるよう、調理室に窓を設ける等の工夫を行い、食育に資する施設とすることが望ましい。	(追加)	
14	36	2	2	1	(3)				屋外運動場 vi) 農具、園芸用具、油等の危険物、事務員用具等の保管庫を、学校農園から近接した位置に設置すること。 <u>ただし、既存の学校農園内への設置はできないものとする。</u>	vi) 農具、園芸用具、油等の危険物、事務員用具等の保管庫を、学校農園から近接した位置に設置すること。 <u>保管庫の内部には、灯油タンク(400L)を設置すること。ただし、保管庫は既存の学校農園内への設置はできないものとする。</u>		
15	41	2	2	3	(1)	③	イ		トイレ ii) <u>多目的トイレも1ヶ所設けるものとし、汚垂に配慮すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、水石鹸入れ等を設けること。なお、緊急呼び出し設備を設けること。</u>		(削除)	
16	41	2	2	3	(1)	③	イ		トイレ iii) <u>多目的トイレには、おむつ替え台を設けること。</u>		(削除)	
17	47	2	2	4	(6)				耐震性貯水槽 i) 駐車場部分に、災害時の消火用、雑排水用水の確保のため、耐震性貯水槽(埋設型、100t)を設置すること。また、手動及び電動で使用できるポンプ、停電時の稼働に備えた発電機を設置すること(可搬式でも可)。	i) 駐車場部分に、災害時の消火用、雑排水用水の確保のため、耐震性貯水槽(埋設型、100t)を設置すること。また、手動及び電動で使用できるポンプ及びホース、停電時の稼働に備えた発電機を設置すること(可搬式でも可)。		

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	イ	項目等	修正前	修正後	備考
18	48	2	3	1					業務の対象範囲	イ) 事業者は、設計業務の内容について本市と協議し、業務の目的を達成すること。	イ) 事業者は、設計業務の内容について本市と協議し、業務の目的を達成すること。なお、詳細については教職員等により構成されるワークショップにて協議を行うこと。	
19	54	3	3	4	(4)				既存小学校の解体・撤去業務	iv) 既存小学校校舎の解体・撤去は原則として平成31年4月1日から6月末日まで、既存小学校プールの解体・撤去は平成31年9月1日から平成31年11月末日まで、既存小学校体育館の解体・撤去は平成32年9月1日から平成32年11月末日までの期間中に完了すること。	iv) 既存小学校校舎の解体・撤去は原則として平成31年4月1日から6月末日まで、既存小学校プールの解体・撤去は平成31年9月1日から平成31年11月末日まで、既存小学校体育館の解体・撤去は平成32年9月1日から平成32年11月末日までの期間中に完了すること。なお、既存小学校屋外施設等の解体・撤去の時期は、事業者提案による。	
20	58	3	3	5	(2)				所有権設定に係る業務	事業者は、本市による完成検査後、引渡し及び所有権設定に必要な手続き等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。	事業者は、本市による完成検査後、引渡し及び所有権設定に必要な手続き等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。なお、本施設の所有権設定は、本市が行う。	
21	60	4	1	5					業務報告書等	事業者は、維持管理業務に係る業務報告書(月次報告書、四半期報告書、年次報告書)を作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて本市に提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。 この他、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期調査等の報告書を作成し、本市に提出すること。 なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。	事業者は、維持管理業務に係る業務報告書(月次報告書、年次報告書)を作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて本市に提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。 この他、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期調査等の報告書を作成し、本市に提出すること。 なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。	
22	63	4	3						建築設備・厨房機器等保守管理業務	事業者は、本施設の建築設備全般(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、放送設備、消防設備、防火設備、昇降機設備、厨房設備、舞台設備等)に関して、建築基準法の定期調査・検査報告(設備、昇降機、防火設備)や消防法の定期点検制度(消防用設備等点検、防火対象物の定期点検)等の関連法令等に準拠するとともに、本施設の完全な運用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。	事業者は、本施設の建築設備全般に関して、建築基準法の定期調査・検査報告(設備、昇降機、防火設備)や消防法の定期点検制度(消防用設備等点検、防火対象物の定期点検)等の関連法令等に準拠するとともに、本施設の完全な運用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。 なお、保守管理業務の対象は、「資料14 主な維持管理業務項目詳細一覧」に示す建築設備(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機設備、自動ドア・シャッター設備、消防設備、防火設備)、厨房機器、その他の設備等(太陽光発電施設、耐震性貯水槽(ポンプ、発電機含む)、電動操作盤式バスケット装置(メインアリーナ)、ロールバックチェア(メインアリーナ)、舞台設備等(メインアリーナ)とする。	
23	64	4	4	1					定期保守点検業務	事業者は、屋外運動場(運動器具・遊具等含む)、校門・門扉、フェンス・植栽、サイン・外灯・駐輪場・ごみ置き場、その他の外構・工作物等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に現場を巡回して、観察し、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。	事業者は、屋外運動場(運動器具・遊具等含む)、校門・門扉、フェンス、サイン・外灯・駐輪場・廃棄物庫、その他の外構・工作物等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に現場を巡回して、観察し、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。	
24	66	4	7						修繕業務	事業者は、建築物、建築設備、外構施設について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。	事業者は、建築物、建築設備・厨房機器等(建築設備・厨房機器等保守管理業務の対象としているもの)、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。	

様式1用語の定義 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	イ	項目等	修正前	修正後	備考
1										(16)「利用者等」とは、高浜小学校を利用する児童・教職員・保護者・その他の来校者、地域交流施設(小学校の学校開放施設を含む)や児童センターの利用者、 <u>従業者</u> 等の関係者をいう。	(16)「利用者等」とは、高浜小学校を利用する児童・教職員・保護者・その他の来校者、地域交流施設(小学校の学校開放施設を含む)や児童センターの利用者、 <u>従事者</u> 等の関係者をいう。	
2										(18)「地域利用者」とは、地域交流施設(小学校の学校開放施設を含む)や児童センターの利用者、 <u>従事者</u> をいう。	(18)「地域利用者」とは、地域交流施設(小学校の学校開放施設を含む)や児童センターの利用者、 <u>従事者</u> をいう。	

様式7必要諸室リスト 新旧対照表

No	大項目	小項目	室名	修正前	修正後	備考
1	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	サブアリーナ		空調(冷暖房):○	空調(冷暖房):	
2	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	利用者サービス機能		空調(冷暖房):	空調(冷暖房):○	
3	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	利用者サービス機能		室名:トイレ 男・女・多目的	室名:トイレ 男女	

様式9建設に含む什器・備品リスト 新旧対照表

No	大項目	小項目	室名	修正前	修正後	備考
1	(1)高浜小学校校舎 ①学校教育ゾーン	教室	普通教室		品名:扇風機 数量:72 メーカー:Panasonic 仕様(規格・品番等):F-LA401-H 備考:各教室に4機ずつ設置(天井または壁面)	(追加)
2	(1)高浜小学校校舎 ①学校教育ゾーン	教室	特別活動室		品名:扇風機 数量:24 メーカー:Panasonic 仕様(規格・品番等):F-LA401-H 備考:各教室に4機ずつ設置(天井または壁面)	(追加)
3	(1)高浜小学校校舎 ①学校教育ゾーン	教室	特別支援教室		品名:扇風機 数量:12 メーカー:Panasonic 仕様(規格・品番等):F-LA401-H 備考:各区分に3機程度ずつ設置(天井または壁面)	(追加)
4	(1)高浜小学校校舎 ①学校教育ゾーン	教室	少人数授業用教室 日本語指導教室		品名:扇風機 数量:2 メーカー:Panasonic 仕様(規格・品番等):F-LA401-H 備考:天井または壁面に設置	(追加)
5	(1)高浜小学校校舎 ①学校教育ゾーン	教室	少人数授業用教室 通級指導室		品名:扇風機 数量:2 メーカー:Panasonic 仕様(規格・品番等):F-LA401-H 備考:天井または壁面に設置	(追加)

様式14主な維持管理業務項目 新旧対照表

No	大項目	小項目	室名	修正前	修正後	備考
1	2 建築設備・厨房機器等保守管理業務	(1) 定期保守点検業務		⑨ その他の設備	⑨ その他の設備等	
2	2 建築設備・厨房機器等保守管理業務	(1) 定期保守点検業務	⑨ その他の設備	業務概要:運動器具メンテナンス(メインアリーナ、サブアリーナ)	業務概要:運動器具(メインアリーナ、サブアリーナ)	
3	2 建築設備・厨房機器等保守管理業務	(1) 定期保守点検業務	⑨ その他の設備		業務概要:耐震性貯水槽(ポンプ、発電機含む) 実施概要:適宜	(追加)
4	2 建築設備・厨房機器等保守管理業務	(1) 定期保守点検業務	⑨ その他の設備	業務概要:ロールバックチェア	業務概要:前方移動観覧席(ロールバックチェア)	
5	2 建築設備・厨房機器等保守管理業務	(1) 定期保守点検業務	⑨ その他の設備	業務概要:舞台設備等保守	業務概要:舞台設備等保守(メインアリーナ)	
6	2 建築設備・厨房機器等保守管理業務			6 修繕計画作成業務	6 修繕業務	
7	6 修繕業務			業務概要:床、内外壁、柱、天井、屋根、建具、階段、建築設備、厨房機器、仕器・備品、外構等の修繕・更新	業務概要:床、内外壁、柱、天井、屋根、建具、階段、建築設備・厨房機器等、外構等の修繕・更新	